

ながら見守り活動マニュアル



弘前市

ながら見守り とは？

誰でも区別できる、目印になるものを身に着けて、「散歩しながら」「買物しながら」「通勤しながら」と普段の生活を送りながら、不審な人物や車両がないかなどを注意して見守る活動で、無理なく続けられる見守りです。

ながら見守りの活動例



散歩



ウォーキング
ジョギング



花の水やり・手入れ
掃除 雪かき



買物



通勤
(徒歩・自転車)

ながら見守り Q&A

携行品 LED アームバンド

Q. どこに着ければいいですか。

A. 腕や手首、バッグの持ち手など、目立つところに着けてください。

Q. 家族や友人に貸してもいいですか。

A. 参加者を把握できなくなるので、家族や友人を含めて他の人への貸出はしないでください。借りたい方には参加申込をおすすめください。

Q. 紛失しました。破損しました。LED ライトが点かなくなりました。

A. 市民協働課にご連絡ください。

電話 0172-35-1664 / メールアドレス shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

活動内容

Q. いつ・どこで取り組みればいいですか。

A. ながら見守りに時間や場所の決まりはありません。普段どおりの生活の中でお取り組みください。

Q. 見守る対象は子どもになりますか。

A. 見守る対象は限定していません。子どもを中心としながら、女性や高齢者なども含めて、地域を広く見守りましょう。

Q. あいさつをしないとダメですか。

A. あいさつは無理のない範囲で取り組んでみましょう。携行品を着けているだけでも十分に、ながら見守りになります。

Q. 不審者を見たらどこに連絡したらいいですか。

A. 110 番通報するか、警察署・交番に連絡してください。
(弘前警察署 0172-32-0111 / 城東交番 0172-27-0110)

Q. 活動の報告は必要ですか。

A. 報告は不要です。年1回アンケートの実施を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

Q. ながら見守りで散歩中に負傷しました。市民活動保険の対象になりますか。

A. ながら見守りは日常生活との線引きが難しいことから、市民活動保険の適用対象にはなりませんのでご了承ください。

Q. 今後、ながら見守りに参加できなくなります。

A. 市民協働課にご連絡ください。携行品をご返却いただきます。
電話 0172-35-1664 / メールアドレス shiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp

弘前市ホームページに、ながら見守りの概要を掲載しています。

【パソコン】 [弘前市トップ](#) ➡ [暮らし](#) ➡ [住まいと暮らし](#) ➡ [防犯の取組](#)

【スマートフォン】 右の QR コードをカメラ機能で読み取ってください。



弘前市ながら見守り制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の安全・安心な地域づくりのため、市民の防犯意識の啓発に向けた、弘前市ながら見守り制度の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ながら見守り 携行品を身に着け、普段の生活を送りながら、不審な人物や車両がないかなどを注意して見守る活動をいう。
- (2) 携行品 ながら見守りの活動にあたり着用するため、市が貸与する物品をいう。

(参加申込)

第3条 ながら見守りに参加を希望する者は、ながら見守り参加申込書（様式第1号）の提出により市長に申し込むこととする。

2 市長は、参加申込者がながら見守り参加者として適当であると認めたときは、ながら見守り参加者名簿に登録するとともに、参加者への携行品の貸与をもって、参加決定通知に代えるものとする。

3 次に掲げる者は、ながら見守りに参加することができない。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (2) 弘前市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員
- (3) 中学生以下の児童生徒等
- (4) 第1条の目的に反する活動を行おうとする者

(参加取消及び参加終了)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる場合は、第3条の申込を取り消す。

- (1) 第3条第3項各号のいずれかに該当することが判明した場合
- (2) その他市長が、ながら見守り参加者として不相当であると認めた場合

2 市長は、前項の規定に基づき参加を取り消したときは、ながら見守り参加取消通知書（様式第2号）により参加を取り消した者に通知し、携行品の返却を求めるものとする。

3 ながら見守り参加者は、携行品を紛失、破損した場合、市長にその旨を届け出るものとする。

4 ながら見守り参加者は、活動の継続が困難な場合、市長にその旨を届け出るものとし、携行品を返却することにより、ながら見守りの参加を終了する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年11月29日から施行する。

ながら見守り 参加者の声

東地区「防犯カメラ」と「ながら見守り」で安全・安心な地域づくり

東地区では、令和3年11月から、防犯カメラの設置にあわせて、「ながら見守り」に取り組んでいます。今回は参加している方々に、「ながら見守り、いかがですか？」と活動の様子をお伺いしてみました。

地域で子ども見守り

散歩、ジョギング、買い物、業務を行いながら、防犯のために子どもの見守りを地域で行います。力をお貸してください。(畑山さん)



愛犬と散歩しながら

愛犬サスケと散歩しながらついでに町内の見守りをしています。サスケは誰にでもしっぽを振りながら近づいていき、ちょっとした交流の場にもなっています。(原田さん)



散歩や買い物をしながら

子どもたちの安全のために少しでも貢献したいと思い参加しました。いつもカバンに付けています。(奈良さん)



いつでも頼れる存在に

アームバンドを着けることで、声をかけやすくなります。将来的にはアームバンドがなくても助け合える世の中になってほしいです。(福山さん)



散歩や買い物をしながら

買い物や用事で外出するとき、腕に巻いて「ながら見守り」しています。(福士さん)



徒歩通勤しながら

自衛隊弘前地域事務所(城東中央3丁目)では、毎朝、毎夕に、それぞれの自宅から事務所までの徒歩通勤経路で、子どもたちを見守っています。(大川さん)



アームバンドで地域の方に寄り添う

アームバンドを着用することで、買い物や散歩、卓球の練習に行くとき、小学生や地域の方に気軽に挨拶できることに気が付きます。(乗田さん)



娘と公園へ行くときに

休日に娘と公園へ行くときに参加しています。私が仕事の日には買い物がたら父と母も協力してくれています。(柳田さん)



日々、見守り隊員

地域の子どもから高齢者(自分も含めて)まで、無理のない範囲で見守っています。(齋藤さん)



買い物のマイバッグに

手さげバッグに付けて、買い物のついでに見守り活動をしています。下校時は小学生のとび出しがないかと見っていますが、安全に歩道を歩いていました。(田邊さん)

